資料７ － １

京都府保健医療計画の中間見直しについて

令和８年９月
健 康 福 祉 部

１　計画の位置付け

○　法定計画である医療計画（根拠：医療法第 30 条の４）、健康増進計画（根拠：健康増進法第８条）等を一本化して策定

２　計画期間

○　令和６（2024）年度から令和 11（2029）年度までの６年間

３　中間見直し

○　医療法第 30 条の６の規定に基づき、３年ごとに見直すこととされている事項等について、情勢の変化等を踏まえ、見直しを実施

＜主な見直し項目＞

・居宅等における医療の確保に関する事項
・医師の確保に関する事項
・外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

４　検討体制

○　京都府医療審議会計画部会で意見を聴取の上見直し

５　今後のスケジュール

年　　月	内　　容
令和８年９月	府議会（委員会）概要報告
令和８年 12 月	府議会（委員会）中間案報告
令和９年１月	パブリックコメント、関係団体・市町村等意見照会実施
令和９年２月	府議会（委員会）最終案報告